

令和6年3月28日

宗教法人円蔵院太陽の会  
代表役員 津嶋 喜久枝 殿

〒730-0017  
広島県広島市中区鉄砲町1番20号  
第3ウエノヤビル3階 D号室  
電話 082-962-6181  
FAX 082-962-6182  
特定非営利活動法人 消費者ネット広島  
理事長 木 村 豊



消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書

拝啓 貴法人、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人は、貴法人に対し、貴法人の「コスモガーデン高天原樹木葬霊園使用規則」（以下、「本件規則」といいます。）に関し、令和5年3月20日付け質問書及び同年7月6日付け申入書を送付し、本件規則の返金規定に関して問題点を指摘し、貴法人において、本件規則の返金規定（本件規則第14条3項）を消費者契約法（以下、「法」といいます。）第9条1項1号に適合するよう是正を申入れました。

これに対し、貴法人からは、遺憾ながら、消極的なご回答をいただきました。

そこで、当法人は、貴法人に対して、法第41条1項の請求として、本書面を送付します。

つきましては、本書面に対する貴法人の対応につき、本書面到達後1週間以内に上記連絡先宛てに書面でご回答ください。併せて令和5年9月25日付け回答後、本霊園の運営主体や方針について変更があればお知らせ下さい。

本書面が通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当法人は貴法人に対して、法第12条3項に基づく差止請求に係る訴えを提起することができることとなりますので、ご留意ください。

なお、本書面の内容、本書面に対する貴法人のご回答の有無・内容及び本件の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

## 第1 請求の要旨

- 1 当法人は、貴法人に対し、貴法人が消費者と霊園使用契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載の規則等使用料は一切返還しないとの契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。
- 2 当法人は、貴法人に対し、貴法人の別紙契約条項目録記載の規則等使用料は一切返還しないとの契約条項が記載された使用規則、「ご契約の内容」、その他一切の表示を廃棄すべきことを職員らに指示することを求めます。

## 第2 紛争の要点

### 1 請求の要旨1について

- (1) 別紙契約条項目録記載の本件規則第14条第3項、「ご契約の内容」第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返金しないこととする条項は、「平均的な損害の額」を超える部分については、法第9条1項1号の規定に抵触し、無効です。

なお、これまで本件規則について申入れの対象としておりましたが、本件契約に際し貴法人が契約者に交付される「ご契約の内容」(以下、「本件書面」といいます。)も申入れの対象に加えました。本件書面は本件契約締結に際し契約者に契約内容の確認を求め本件契約の内容とするものであって実質的には約款(規則)と同様の役割を果たすものです。

そこで、本件書面を検討した結果、少なくとも前記各条項は、無条件で一切の返金を認めないものであることから、本件規則同様「平均的な損害の額」を超える部分については、法第9条1項1号の規定に抵触し、無効です。

つきましては、当法人は貴法人に対し、当該条項も含め本書面で改めて法に適合するよう是正を求めます。

### (2) 本件契約の性質

ア 貴法人が提供する樹木葬契約(以下、「本件契約」といいます。)は、以下の役務の提供等が契約の内容に含まれます。

まず、本件規則第7条においては、本件契約を締結した者が本件規則第5条に基づき使用料を納付した後、貴法人より墓地使用承諾を受けた場合、

- ① 納骨を行った日から33年間(2人用墓地区画の場合には、最後の納骨日より33年間)墓地を使用できる。
- ② 33年の使用期間終了後は、永代供養方式で合同供養塔に改葬される。
- ③ 区画を引き続き利用したい場合は、その時の価格を支払うこと

により再契約として33年間使用できる。  
と記載されています。

また、貴法人ホームページには、本件契約において「料金に含まれているもの」として、

- ④ ストーンプレート
- ⑤ 墓地管理料

と記載されています。

イ 上記によれば、本件契約は、納骨日から33年間の墓地使用权を設定した上で、墓地使用期間中の墓地管理及び墓地使用期間経過後の永代供養という事実行為の委託を主たる内容とする準委任契約の性質を有するものと解されます。

(3) 別紙契約条項目録記載の規則等は、「平均的な損害の額」を超える消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項にあたり、法第9条1項1号の規定により無効です。

ア 別紙契約条項目録記載の規則等は、契約者が本件契約に基づき支払った使用料を一切返還しない旨を定める条項ですが、同条項も実質的には、法第9条1項1号にいう消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定めた条項と言えます。

イ 上記(2)に記載した通り、本件契約は準委任契約の性質を有するものであるところ、準委任契約において委任者はいつでも契約を解除することができます（民法第656条、同第651条1項）。

また、準委任契約が解除された場合、受任者は「既に履行した割合に応じて」報酬を請求することができる（民法第648条3項）、本件における貴法人の役務はいずれも納骨後に行われるものであり、納骨前には貴法人において履行済みの役務はありません。

したがって、本件契約において、契約者が納骨前に本件契約を解除した場合、契約者は貴法人に対し、本件契約に基づき支払った使用料については、その全額を貴法人の不当利得（民法第703条）として返金を求めることができます。

ウ 別紙契約条項目録記載の規則等は、上記イに記載した通り、納骨前の契約解除であれば、貴法人において履行済みの役務がないため、本来、契約者は本件契約に基づき支払った使用料全額の返金を求めることができるにもかかわらず、その全額を返還しない旨を定める条項であり、明らかに、「平均的な損害の額」を超えて消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であると言えます。

(4) よって、別紙契約条項目録記載の規則等は、納骨前であっても、使用料

の一切を返還しない点で、「平均的な損害の額」を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項ですから、法第9条1項1号の規定に抵触し、無効です。

そこで、当法人は、法第12条3項に基づき、貴法人に対し、別紙契約条項目録記載の規則等、貴法人が消費者と霊園使用契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載の規則等使用料は一切返還しないとの契約条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

なお、本書面では、少なくとも納骨前において納付済使用料を一切返金しない旨の規定の法違反を主題としており、納骨後において使用料を返還すべきか否かについては言及しておりません。

当法人は貴法人に対し、本件契約後の解除における「平均的損害の額」(法第9条1項1号)の説明を要請させていただきます(法第12条の4)。

当法人としては、貴法人から上記説明がないか、あるいはあっても合理的なものでない以上、当法人としては、納骨後においても納付済使用料の返還免除を認めるものではないことを付言しておきます。

## 2 請求の要旨2について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限だけでなく、不当行為の停止又は予防に必要な措置をとることを求める権限も付与しています(法第12条)。

そこで、当法人は、法第12条3項に基づき、貴法人に対し、貴法人の別紙契約条項目録記載の規則等使用料は一切返還しないとの契約条項が記載された使用規則、「ご契約の内容」、その他一切の表示を廃棄すべきことを職員らに指示することを求めます。

## 第3 訴えを提起する予定の裁判所 広島地方裁判所

以上

契約条項目録

第1 「コスモガーデン高天原樹木葬霊園使用規則」

第14条

《以下のうち第3項》

- 1 使用墓地が不要になったときは、速やかに管理者に届け出ると共に、墓地使用承諾返還依頼申請書及び墓地使用承諾証に印鑑証明書を添えて、墓地の返還手続きをして下さい。
- 2 前項において、納骨のある場合は使用者の責任において、6ヶ月以内に改葬を完了してください。
- 3 なお、この場合、使用料は一切返還致しません。

第2 「ご契約の内容」

第2条（使用料の内金）

《以下のうち（3）》

- (1) 申込者は、表記使用料の内金として金壱万円以上の金額を送金または持参して支払うものとする
- (2) 申込者が当法人に内金として支払った金員は使用料の一部として充当致します
- (3) 申込者が当法人に支払った内金は理由の如何によらず返却致しません

第6条

《以下のうち「なお」書き部分》

申込者が契約内容のいずれかに反したときは、当法人から本申込に基づく契約を解除し、墓地使用承諾を取り消すことができます。  
なお、この場合でも、既に支払われた使用料は返還しないものとします。